

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを主な対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

.....
I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

公益財団法人全日本柔道連盟に対する勧告及び「公益法人の自己規律」について

>> 2013.7.23 公表分

公益認定等委員会だより 18号 >> 2013.5.1 発行分

公益認定等委員会だより 19号 >> 2013.6.3 発行分

公益認定等委員会だより 20号 >> 2013.7.1 発行分

公益認定等委員会だより 21号 >> 2013.8.1 発行分

N e w s ・ お知らせ

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税 >> 2013.6.28 公表（国税庁）

法人税申告書の記載の手引き（平成25年版） >> 2013.6.28 公表（国税庁）

全国公益法人協会 定例講座「(仮)新公益法人制度へ移行後の課題と対応」

今月のT o p i c

定期提出書類で求められる事業報告

=====

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

公益財団法人全日本柔道連盟に対する勧告及び「公益法人の自己規律」について

公益認定等委員会だより (18号)

公益認定等委員会だより (19号)

公益認定等委員会だより (20号)

公益認定等委員会だより (21号)

公益財団法人全日本柔道連盟に対する勧告及び「公益法人の自己規律」について
公益財団法人全日本柔道連盟の選手指導における暴力問題等の不祥事について、公益認定等委員会は、法人の適正な業務運営を確保する観点から、認定法第 27 条に基づく報告徴収を実施するなどの処置を行っています。またその結果の公表とともに「公益法人の自己規律について」という表題で、公益法人としての健全な組織運営ができるような内部組織の構築を求める書面を公表しています。いずれの内容も今後の公益法人の組織運営についての参考となることから、内容を確認することをお勧めします。

公益財団法人全日本柔道連盟に対する勧告及び「公益法人の自己規律」について、は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E585ACE79B8AE6B395E4BABAE381AEE887AAE5B7B1E8A68FE5BE8BE381ABE381A4E38184E381A6.pdf>

公益認定等委員会だより (18号)

5月1日発行分の公益認定等委員会だより(18号)において、「公益法人制度改革の進捗と成果について」の公表について記載されています。(p.4)

(内容)

新制度の目的の再確認、新制度移行の成果等について概略が記載されています。

詳細は、4/12公表の「公益法人制度改革の進捗と成果について～制度改革施行から4年を経て～」をご参照ください。

公益認定等委員会だより (18号) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC8818E58FB7EFBC89.PDF>

「公益法人制度改革の進捗と成果について～制度改革施行から4年を経て～」は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E980B2E68D97E381A8E68890E69E9CE381ABE381A4E38184E381A6.PDF>

公益認定等委員会だより (19号)

公益法人会計基準(平成20年改正)を適用する際の注意点が掲載されています。(p.5)

- ・公益目的保有財産、資産取得資金等を有する場合の財産目録の記載方法(公益法人)
- ・実施事業資産の貸借対照表等での表示方法(移行法人(公益目的支出計画実施中の法人))
- ・他会計振替額の正味財産増減計算書内訳表での表示(公益法人)
- ・付属明細書の作成等

公益認定等委員会だより (19号) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC8819E58FB7EFBC89.pdf>

公益認定等委員会だより (20号)

法人の財産管理について、横領事件等発生防止のチェックポイントが記載されています。
このような事件等が発生した場合、公益法人の認定基準の一つである「経理的基礎」に問題
があるとして、認定取消に及ぶ場合もありうるとして注意が訴えられています。

公益認定等委員会だより (20号) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC8820E58FB7EFBC89.PDF>

公益認定等委員会だより (21号)

「特例民法法人の申請状況と今後の展望」として、現在の申請状況と今後の申請見込みについて
記載されています。

- ・全特例民法法人(24,317)中、解散合併等を実施、予定している法人 3,556 法人
- ・同、申請済の法人 19,000 法人
- ・同、内閣府へ申請予定の法人 220 法人、都道府県に申請予定の法人 1,541 法人

公益認定等委員会だより (21号) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC8821E58FB7EFBC89.PDF>

News ・ お知らせ

- 国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税 >> 2013.6.28 公表(国税庁)
- 法人税申告書の記載の手引き(平成25年版) >> 2013.6.28 公表(国税庁)
- 全国公益法人協会 定例講座「(仮)新公益法人制度へ移行後の課題と対応」

国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税

公益法人の消費税については、補助金等の特定収入を考慮して計算する必要がありますが、どの
収入が特定収入に該当するのかの判断が難しく、また、特定収入を考慮した計算方法は非常に複雑
であり分り難いため当資料では、計算例を用いて説明されています。

また、平成26年4月1日以降に受取る寄付金についても、寄附金の用途の特定によって、特定収入と
して取扱わなくてもよくなる旨の改正があったことが記載されています(P10)(当メールマガジン
vol.16)。

「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E6B688E8B2BBE7A88E.pdf>

法人税申告書の記載の手引き(平成25年版)

新公益法人制度への移行に伴って、収益事業が特例民法法人時代と変わった法人では、法人税

申告書別表5(1)の「繰越損益金」の記載方法をどのようにするか疑問に思われている法人もあると思います。「繰越損益金」は、収益事業の利益(又は損失)が蓄積されたものですが、収益事業が増加、もしくは減少した場合、当該繰越損益にも増減が生じます。その場合の記載方法の説明が掲載されています(P26)。

「法人税申告書の記載の手引き(平成25年版)」は、下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E6B395E4BABA7A88E.pdf>

全国公益法人協会 定例講座「新公益法人制度へ移行後の課題と対応(仮)」

11月に全国公益法人協会定例講座で講師を務めさせていただき予定となっています。

公益法人、一般法人への移行後に直面する課題等について、どのようなケースがあるか、また、その対応方法として考え得るものはなにか等について解説させていただき予定です。

講座の内容、日時等の詳細については、当メールマガジンの次号、当社のHP、全国公益法人協会のHP等で確定次第お伝えいたします。

=====

今月のTopic

定期提出書類で求められる事業報告について >> 事例研究

定期提出書類で求められる事業報告について

特例民法法人時の事業報告については、各主務官庁からの府省令等や日本公認会計士協会が作成した記載例に従って作成されていましたが、新制度では、法人法の規定に基づき作成する必要があります。

<特例民法法人>

(日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第5号「公益法人における事業報告書の記載例について」)

法人の概況

1. 設立年月日
2. 定款(又は寄付行為)に定める目的
3. 定款(又は寄付行為)に定める事業内容
4. 主務官庁に関する事項
5. 会員の状況
6. 主たる事務所、支部の状況
7. 役員等に関する状況
8. 職員に関する事項
9. 許認可に関する事項

事業の状況

- 1．事業の実施状況
- 2．重要な契約に関する事項
- 3．役員会等に関する事項（理事会、評議員会、総会等）
- 4．収支及び正味財産増減並びに財産の状態の推移

法人の課題

株式保有している場合の概要

決算期後に生じた法人の状況に関する重要な事実

< 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 >

（法人法等の規定）

法人法施行規則第 34 条

第 1 項 法第 123 条第 2 項 1 の規定により作成すべき事業報告及びその付属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第 2 項 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

- 一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項（計算書類及びその付属明細書となる事項を除く。）
- 二 法第 76 条第 3 項第 3 号 2 及び第 90 条第 4 項第 5 号 3 に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要
 - 1 一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この款において同じ。）及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成しなければならない。
 - 2 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 3 2 と同文

上記法人法施行規則で規定されている「法人の状況に関する重要な事項」については、他に特に規定されていないため、法人がなにが重要かを判断することになりますが、その判断に迷います。そこで、法人法を作成する上で参考にしたと考えられる会社法では、事業報告について詳細な規定があるためこれを基に判断する、さらに、上記日本公認会計士協会が提供する記載例を参考にすること（ただし、4．を除く）が考えられます。

会社法施行規則第 119 条、120 条

・株式会社の現況に関する事項

- ・当該事業年度の末日における主要な事業内容
- ・当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
- ・当該事業年度の末日において主要な借入先があるときは、その借入先及び借入額
- ・当該事業年度における事業の経過及びその成果
- ・当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）

イ 資金調達

- ロ 設備投資
 - ハ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
 - ニ 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け
 - ホ 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。）を含む。）又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
 - ヘ 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
- ・直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない株式会社にあっては、成立後の各事業年度）の財産及び損益の状況
 - ・重要な親会社及び子会社の状況
 - ・対処すべき課題
 - ・前各号に掲げるもののほか、当該株式会社の現況に関する重要な事項
 - ・株式会社の会社役員に関する事項
 - ・会社役員の氏名
 - ・会社役員の地位及び担当
 - ・当該事業年度に係る会社役員の報酬等に関する事項
 - ・辞任又は解任された会社役員に関する事項
 - ・当該事業年度に係る当該株式会社の会社役員（会計参与を除く。）の重要な兼職の状況
 - ・会社役員のうち監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実
 - ・前各号に掲げるもののほか、株式会社の会社役員に関する重要な事項
 - ・株式会社の株式に関する事項・・・（以下省略）

補足

事業報告の付属明細書（法人法等の規定）

法人法施行規則第 34 条第 3 号

事業報告の付属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

上記に記載するように、法人法では事業報告の付属明細書に記載すべき事項として、個別具体的に記載されているわけではありません。

したがって、何を記載するかは法人の裁量に任せられていると考えられます。

参考となるのはやはり会社法での規定です。

会社法施行規則第 128 条

第 1 項 事業報告の付属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容とするものでなければならない。

第 2 項 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社であるときは、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員又は法第五百九十八条第一項

1 の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが第二百一十一条第七号の重要な兼職に該当する会社役員（会計参与を除く。）についての当該兼職の状況の明細（重

要でないものを除く。)を事業報告の附属明細書の内容としなければならない。
この場合において、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一の部類のものであるときは、その旨を付記しなければならない

1 法人が業務を執行する社員である場合の規定

公益法人、一般法人の役員についても、競業取引や利益相反取引についての問題が生じる可能性があるため、役員の兼職状況等を附属明細書に記載することには意義があると考えられます。

.....
<スタッフより>

当メールマガジンにも掲載しました公益認定等委員会だより 21 号にもありますが、新制度への移行期間は今年の 11 月 30 日までとなっており、移行期間は残り 4 カ月を切っております。約 24,000 の特例民法法人の内まだ移行手続きを行っていない法人は約 11% です。福岡県の状況をお聞きすると申請手続き状況は非常に混みあっているため、なるべく早期の申請を勧めているということです。残りほとんどの法人が平成 26 年 4 月 1 日の移行登記を望まれているようですが、早く申請しないとこれに間に合わない可能性もあるとのことでした。また、審査は申請日と書類の完成度を考慮して行うということですので、申請日は早いに越したことはないと言えます。

また、公益法人については、移行後の行政庁の監督が気になりますが、今回は「勧告」がどのように行われるかについて情報公開がありました。この内容は実際の HP で確認していただきたいのですが、理事会、評議員会、社員総会の運営は問題ないか、そこでの内部統制が十分に働いているかなどが重要です。問題が発生してしまった時点では遅いため、その前の時点でどのようなチェック体制ができているかが重要になると考えられます。したがって、最低限、役員、職員の責任の範囲等を明確にするために規程等を整備することが望まれます。

まだまだ残暑は続きますが、お体に気を付けられて暑い夏を乗り切ってください。(廣門)

.....
ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かない等、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願い致します>

.....
発行 : 篠原公認会計士事務所グループ (篠原・植田税理士法人 (非営利セクターチーム))

編集 : 窪田

住所 : 〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原 CPA ビル

TEL : 092-751-1605 FAX : 092-741-2581
.....